

大通達甲(交企)第3号  
平成12年8月25日

簿冊名	例規
保存期間	常用

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

交 通 部 長

県下一斉の交通安全日の指定について(依命通達)

県下一斉の交通安全日について、下記のとおり指定したので交通関係機関・団体と連携して県民の交通安全意識の高揚を図ってください。

なお、「二輪車安全運転日の制定について」(昭和59年2月20日付け大交企第89号、大交指第123号)は、廃止します。

## 記

### 1 趣旨

県下一斉に交通安全を实践する日を定めることにより、県民全体の交通安全意識の高揚を図り、もって安全な交通社会実現を目指すものである。

### 2 県下一斉の交通安全日の指定

#### (1) マナーアップの日

毎月1日を「マナーアップの日」と定める。

#### (2) 県民交通安全日

毎月20日を「県民交通安全日」と定める。

### 3 県下一斉の交通安全日の活動要領

#### (1) 交通指導取締りの強化

できる限りの警察官及び警察車両を街頭に投入し、交通事故多発路線及び地点における交通監視活動や交通指導取締りの強化を図ること。

#### (2) 交通関係機関・団体との連携

交通関係機関・団体と密接な連携を保ち、一斉に交通安全活動をする日の効果的な運用を図ること。

#### (3) 広報・啓発活動の推進

あらゆる広報媒体を通じて、交通安全の重要性を県民に訴えること。

(交通企画課安全係)